

農業委員会だより



2011.9 No.12



農業の担い手を育成 ～おちあい～

農事組合法人「おちあい」（横手市黒川字落合）を訪問しました。組合の代表は山田芳明さん。平成8年2月に組合を設立し、現在の構成員は20代～60代の9名。高齢化した農家の代わりに農作業をすることが、法人設立の大きな目的でした。今では担い手育成の場にもなっており、現在の平均年齢は44歳。山田代表を先頭にいろいろな年代の構成員が集まり地域農業に貢献しています。

「おちあい」では水稻、大豆、菌床椎茸の他に今年から枝豆の出荷を行い、年間を通じ安定した農業経営を目指しています。

目次

Contents

- 横手市樹園地維持集積事業 …… 2～3
- 農業委員会活動情報 …… 4
- 農地の売買・賃借・転用に関するQ&A 5
- 農業者年金・全国農業新聞 …… 6
- 編集後記 …… 6

雪害を受けた樹園地を引き受けようとする皆さまへ



～横手市樹園地維持集積事業～

目的

記録的な大雪による甚大な果樹被害により、市内果樹農家の営農継続への意欲が大きく減退している現状において、果樹産地の維持、作業の効率化の推進を目的とし、新たに利用権設定（賃貸借契約）を行う果樹畑について、出し手・受け手にそれぞれ奨励金を交付する事業を創設しました。

要件

認定農業者等の皆さまが、雪害を受けた一定面積（2 a）以上の樹園地（りんご、ぶどう、桃、桜桃、洋梨などの販売を目的として栽培する園地）を①みどり公社を通して②6年以上の新規利用権設定をした場合、樹園地の出し手・受け手それぞれに次のような奨励金が交付されます。

内容

次の額の奨励金が交付されます。

出し手	1万円/10 a
受け手	15万円/10 a

（集積に関する国または市の奨励金2万円/10aを含みます）

よくある質問

- Q 認定農業者でないと奨励金を受けることはできないのですか。
- A 認定農業者でなくても、一定以上の経営面積（水稲なども合せた経営面積が4 ha以上）があれば対象となりますので、お近くに事業対象になりそうな方がいましたら周知願います。
※認定農業者の方には面積要件はありません。
- Q 今まで口約束のみで実質的に樹園地の管理をしていましたが、この事業を機に利用権設定をしようと思います。新規（事業対象）になりますか。
- A 新規扱いとなり、事業対象となります。
- Q 傾斜地の自己経営地をやめ、平場の田を借りて果樹を新植しようと思うのですが、事業対象となりますか。
- A 当事業は、雪害を受けた樹園地を維持・再生しようとする事業ですので、この場合は、対象となりません。